

川崎市スポーツ推進審議会公募委員公募要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市スポーツ推進審議会条例（平成23年川崎市条例第33号）第4条に基づく川崎市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）の市民委員の公募に関し、必要な事項を定めるものとする。

(申込資格)

第2条 審議会の公募委員に申し込むことができる者（以下「申込者」という。）の資格は、次のとおりとする。

- (1) 原則として年齢18歳以上の者
- (2) 本市に引き続き1年以上居住している者
- (3) 本市の附属機関等の委員になっていない者
- (4) 本市の職員でない者。ただし、市退職職員は申し込むことができる。

2 前項の第1号及び第2号の基準日は、当該年度の委嘱の日とする。

(公募人数)

第3条 公募人数は3人以内とする。

(任期)

第4条 公募委員の任期は、委嘱の日から2年間とする。

(申込方法)

第5条 申込者は、次に掲げる事項を記載したもの（以下「申込書」という。）に小論文（800字程度）を添付して、申し込むものとする。

- (1) 住所、氏名、電話番号、性別及び生年月日
- (2) 現在の職業
- (3) 市民となった日
- (4) 主な職歴
- (5) 活動経験（地域・スポーツ・青少年などの団体での活動、ボランティア等の主な活動経験）
- (6) 申し込んだ理由

2 小論文のテーマは別に定める。

3 申込書及び小論文は、返還しないものとする。

4 申込期限は別に定める。

(選考方法等)

第6条 委員の選考は、審議会公募委員選考委員会を設置し、書類選考により行うものとする。

2 選考委員会の設置は、市民文化局長が別に定める。

3 選考の結果については、当該申込者に通知するものとする。

(特例)

第7条 公募を行った場合において、次に掲げるときは、原則として再公募とする。ただし、日程等に余裕がないときは、公募によらないで委員を選任することができる。

- (1) 申込期限までに申込がなかったとき。
- (2) 申込者の全員が申込資格を満たさなかったとき。
- (3) 前条第1項の規定による選考の結果、該当者がなかったとき。
- (4) 申込者数が公募人数に満たなかったとき（その満たない人数に限る。）。)
- (5) 申込者の一部が申込資格を満たさなかったことにより、公募人数に満たなかったとき（その満たない人数に限る。）。)
- (6) 前条第1項の規定による選考の結果、該当者が公募人数に満たなかったとき（その満たない人数に限る。）。)

附 則

この要領は、令和元年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年12月1日から施行する。